

## 現況届オンライン申請のやりかた

必要な書類(紙)を準備してください。次にマイナポータル(インターネットで行政の手続きをするサイト)に入力して、必要な書類のデータを送ってください。マイナンバーカードがなくても申し込むことができます。

もうこめるきかん  
申し込める期間

2026年4月22日(水曜日)9:00 から

2026年5月20日(水曜日)23:59 まで

このおしらせは、就労証明書などの書類をつけて、申請をする人のためのものです。  
別の紙「現況届のオンライン申請について」の中の「3 『現況届に関するお知らせ』」に書いてある認定事由が、保護者どちらも『就労』の方」にあてはまる人は、別の紙にある二次元コードから手続きをしてください。

## STEP.1

必要な書類(紙)  
(申し込むときに送る書類)を  
準備します。  
PDF で出してください。

- 別の紙「現況届のオンライン申請について」の「2 オンライン申請の際に添付する書類」を確認します。次に必要な手紙を準備してPDF にしてください。  
※写真で出すこともできます。  
書いた内容がきちんと読めるか確認して出してください。
  - 全部書いてあるか確認してください。
  - 就労証明書には、働いている日、時間、働いている期間を書く必要があります。書いた内容を入力しますので、書いていないところがあると、出すことができません。

## STEP.2

横浜市HP のオンライン申請  
ページから  
マイナポータル  
の申請サイトをみる  
ことができます。

- 「現況届に関するお知らせ」と就労証明書を用意してください。(この紙を見て入力する内容があります)。
- マイナポータルは24時間使うことができます。
  - メンテナンスをしていて使えないときがあります。  
メンテナンス情報は、マイナポータルのサイトで見るすることができます。

現況届のオンライン申請  
のページはこちら→

出すときに気をつけることや、質問を  
見ることができます。かならず読んでください。



## STEP.3

必要な内容を入力して  
必要な書類のデータを  
送ってください。

- データを送ると「【マイナポータルぴったりサービス】電子申請受付のご連絡」というメールが届きます(マイナポータルから自動で届きます)。
  - メールを受け取るアドレスの設定をしている人:  
「@mail.oss.myna.go.jp」からのメールを受け取れるように設定してください。
  - 申請が終わったら、画面をとじる前に、申請データをダウンロードしてください(送信したあとに「控えをダウンロード」というボタンが出ます)。

決めた日までに出不ないと、給付(お金)がもらえません。

- 送った内容や書類(紙)に書いていないところや、質問があるときは、eメール、手紙か電話でれんらくができます。
- オンライン申請できないときは、紙のうらがわの「横浜市子ども・子育て制度専用ダイヤル」に電話で聞いてください。

うらも読んでください

## ちゅうい 注意してください

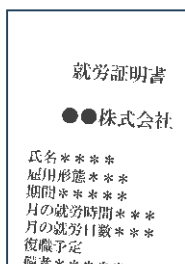
- (1) 申請には30～40分くらいかかります。また、60分くらい作業が止まると保存できません。入力をする前に、必要な書類(紙)の準備をしてください。(PDF、画像ファイル)
- (2) 「給付認定保護者」と書いてある人が申請してください。(「現況届に関するお知らせ」の中の「給付認定保護者」のところに名前がある人です。) 給付認定保護者を母親から父親または父親から母親に変えたい人は通っている園がある区役所の子ども家庭支援課に聞いてください。(認可外保育施設、市外保育所・幼稚園に通っている人は、住んでいる区の区役所の子ども家庭支援課に聞いてください。)
- (3) 画像は「文字が読める」かどうか確認してください。読むことがむずかしいと、もう一度出す必要があります。

【写真で書類を送るときは次の①～④に気をつけてください】

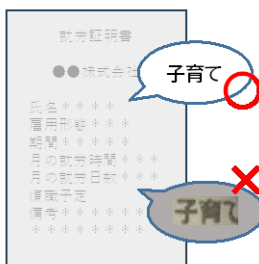
××やり直しになる例×× ×× ×× ×× ×× ××



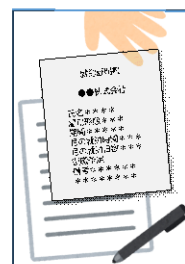
事例①  
撮影時の影が写り込んでいる



事例②  
一部が欠けている



事例③  
画像が暗い。または文字が薄い、つぶれ、カスレ、にじみがある



事例④  
他のものが映り込み  
証明書類が小さい

PDF で出すといいです。画像でも送れます。

PDF はスマートフォンのアプリで作ることができます。

- (4) ほかに出したい書類がある人は、前のページの STEP.2 から進める横浜市のホームページにある「横浜市電子申請・届出システム」から出すことができます。
- (5) 申し込んだ内容にまちがいがあるとき通っている園がある区(認可外保育施設に通っているときは住んでいる区)の区役所の子ども家庭支援課に聞いてください。マイナポータルで変えることはできません。

## 【問い合わせをするところ】

### マイナポータルやマイナンバーについての問い合わせ

- マイナポータルサイトの「よくあるご質問」
- マイナンバー総合フリーダイヤル: 0120-95-0178
  - \* 話せることは: 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語
  - \* やっている時間: 平日9時30分～20時00分 / 土日 祝 9時30分～17時30分(年末年始は休みです)
  - \* マイナンバーの暗証番号は、住んでいる区の区役所戸籍課に聞いてください。



### 入力した内容についての問い合わせ

- 横浜市子ども・子育て専用ダイヤル: 045-664-2607
  - \* やっている時間: 午前8時から午後8時まで(土日 祝 をふくみます)

### 決まっていることの変更や、ほかの質問

- 認可保育所、幼稚園をご利用中の人: 園がある区の区役所の子ども家庭支援課
- 認可外保育施設、横浜市ではない保育所・幼稚園に通っている人: 住んでいる区の区役所の子ども家庭支援課